

## 現金による審査・検査等手数料の払込みについて

### 【窓口申請限定】

平成23年12月12日受付分より、①～⑪の手続きに係る審査・検査等手数料の払込み方法について、これまでの銀行又は郵便口座への振込に加え、窓口申請限定で現金でのお支払いが可能となります。

現金でのお支払いの場合は、申請時に振込証等の写しが未添付の貼付台紙（センター様式）を提出してください。申請受付後に手数料の領収書をお渡しします。

#### ■対象手続き

- ①住宅性能評価
- ②長期優良住宅技術審査
- ③建築確認検査
- ④適合証明（フラット35）
- ⑤耐震改修評定計画
- ⑥耐震診断・改修表示マーク制度
- ⑦北方型住宅の登録・保管
- ⑧住宅履歴情報証明
- ⑨エコポイント対象住宅証明
- ⑩建築物調査
- ⑪住宅省エネラベル

#### ■留意事項

※現金書留によるお支払いはできません。

※貼付台紙は、センターホームページからのダウンロード又は申請窓口で入手できます。